

安城市農業委員会議事録（定例会）	
日 時	令和6年2月22日（木） 開会 午後2時30分 閉会 午後3時20分
会 場	へきしんギャラクシープラザ 大会議室
委員会を構成 する委員数	法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 28名
出席委員数	法第8条による委員数 13名 法第18条による委員数 27名
欠席委員	都築 英治委員、荒木 久寿推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	仲道事務局長、大岡事務局課長、杉浦係長、細井主査、今泉主査、 池田主事、青山
議事録署名者	4 杉本 哲哉 委員 12 神谷 孝雄 委員

会議の記録

午後 2 時 3 0 分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の 2 名を指名

議事録署名者は 4 番 杉本哲哉委員 1 2 番 神谷孝雄委員

また、欠席者は 9 番 都築英治委員 5 番 荒木久寿推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第 1 第 6 号議案 農地法第 3 条の規定による申請について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第 1 第 6 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号 9 番から 1 9 番の 1 1 件です。

申請内容は、1 1 件とも農地の所有権を移転するためのものです。譲受人の理由は、農耕に精進するためが 9 件、農業経営基盤の拡大を図るためが 2 件です。譲渡人の理由は、相手方の要望によるためが 1 1 件です。

耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しており、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第 2 第 7 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第 2 第 7 号議案 農地法第 5 条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号 6 番から 1 2 番までの 7 件です。転用行為別に見ますと、一般個人住宅用地が 6 件、店舗等施設用地が 1 件です。

今回の申請につきましては小規模かつ一般的なものが多く 1, 0 0 0 m²を超える案件もないため、案件説明および資料の配布はございません。個別に気にな

る案件がございましたら後ほどお問い合わせください。

いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や排水処理などについて、周辺農地への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続きがされていることを確認しております。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、2月13日に、菱田政量委員と岩瀬正則委員にご協力いただき、現地にて申請内容を確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第3 第8号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について今泉主査から次のとおり説明があった。

日程第3第8号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号3番の1件です。内容審査及び現地調査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第9号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画案について

上記の議題について今泉主査から次のとおり説明があった。

日程第4第9号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画案についてご説明申し上げます。

令和5年度農用地利用集積等促進計画案の集計表をご覧ください。

農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し付けるために農地中間管理機構が作成する計画です。

今回は、耕作者の入れ替えに伴う権利の移転となります。権利の移転を受ける

者、権利の移転をする者、移転の時期、移転する権利、及び移転する土地の面積はご覧のとおりとなっています。権利の移転をする農地は、合計で411筆、面積は、577,450.50㎡です。

本日、農用地利用配分計画案の内容についてご了承いただけたら、農地中間管理機構に提出させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 報告第2号 専決処分について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第5 報告第2号 専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号6から8の3件です。転用行為別にみますと、分譲用宅地用地が2件、駐車場の設置が1件です。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号3から6の4件です。転用行為別にみますと、住宅の建築が2件、分譲用宅地用地が2件です。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。

今回の申請は、13から65の53件です。解約事由別にみますと、売却するため37件、収用のため8件、賃借権を付け替えするため4件、転用するため3件、贈与するため1件です。

最後に、現況証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、1の1件です。申請地は、20年以上前から住宅敷地の乗入れとして宅地利用されています。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について、杉浦係長より説明があった。

1 農業委員会活動活性化運動に係る取組事例について

1 ページ、資料1をご覧ください。これは農業委員会活動の活性化を図るため

に、一般社団法人愛知県農業会議が、各農業委員会の取組事例を収集し、他の農業委員会との情報の共有を行う取組みであり、取組事例の情報提供の依頼がありました。

2 ページをご覧ください。事務局としまして、令和 4 年度末に取り組み、令和 5 年度の 4 月に回答のありました「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出」を取組事例として農業会議に提出したいと考えております。その案を作成いたしましたので、その内容について説明します。

まず、「1 地区の特徴・状況、課題」ですが、読み上げますと「安城市は、西三河平野の中央に位置し、明治用水の恩恵を受け、市内の農用地区域 3,562ha のうち、水田面積が 2,853ha を占めている。幹線道路の整備とともに、農地利用の集積・集約化を進めてきた優良農地が農地転用され、農業者の経営基盤が失われている。また、畑、樹園地では、農業従事者の高齢化、担い手不足による農地の不耕作地化が進行している。」

次に、「2 課題解決に向けた活動」については、「農業委員会では、優良農地が失われている状況などを踏まえ、農地利用の最適化を推進する上で必要な施策について、3 回の検討会を開催し意見を出し合い、令和 5 年 3 月 9 日に市長に対し意見書を提出した。」

最後に、「3 活動の成果」については、「意見書は、農地利用の集積・集約化に支障をきたす転用行為の抑制に関する内容を含め、『遊休農地等の発生防止と解消について』、『農地利用の集積集約化について』、『新規参入等の促進について』を柱とする 12 項目について提案した。令和 5 年 4 月に市長から回答があり、大規模な転用行為により耕作地を手放さざるを得ない農業者に対しては、一定の要件を設けた上で新たな設備投資等に繋げるための支援を行うことの回答を得るとともに、担い手不足に対しては、県、JA など関係機関と連携を図り、将来の人材確保に努めることを確認した。」

以上を安城市の取組事例として情報提供したいと考えておりますので、ご了承をお願いいたします。

この件については以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

2 生産緑地の買取希望者の調査依頼について

3 ページ、資料 2 をご覧ください。

市の都市計画課に買取り申出のあった生産緑地で、公共施設用地として市及び関係機関に買取希望の照会を行った結果、希望がなかった案件がございまし

た。この申出案件について、生産緑地法第17条の2の規定により、農業委員会に買取希望者の調査についての依頼がございましたので、耕作を希望される方が取得できるよう、調査のご協力をお願いします。

申出のあった生産緑地は、●●町の1筆で、面積は338平方メートル、買取希望価格は約●●万円と伺っております。所在地は4ページに示しております。この件につきまして、農業従事のための買取り希望者がいらっしゃいましたら、3月15日までに事務局へご連絡くださるようお願いいたします。

説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

3 能登半島地震義援金について

5ページ、資料3をご覧ください。先月の定例会の最後にご連絡させていただきましたが、1月1日から断続的に発生しております能登半島地震の被災地に対しまして、全国農業会議所より義援金の募集案内がありました。

安城市農業委員会としまして、過去の平成30年西日本豪雨災害や令和元年台風19号による災害の際と同額の10万円を義援金として送金したいと考えております。委員の皆様にご賛同をいただきたく提案させていただきます。なお、義援金10万円は、親睦会費よりお支払いさせていただく予定です。

説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

1 賃借料情報の提供について

7ページの、資料4をご覧ください。

この件は、農業委員会が農地の賃借料の目安となる価格を取引の実勢から算定した上で情報提供するということが農地法第52条に規定されておりますので、毎年この時期の報告議題としているものでございます。

令和4年12月からの1年間におきまして、田の10a当たりの年額の賃借料の実勢価格は、平均額が13,600円、最高額が16,800円、最低額が4,200円でした。これらの価格につきましては、本日の委員会終了後に市の公式ウェブサイトで公表をさせていただきます。

なお、表の欄外に注意事項が4つ記載してございますが、まず、畑については

取引の数が少ないことから、目安として使用し得る適切な情報を提供するのが難しいため、集計しておりません。

次に、今回の集計に用いたデータ数は1,579件で、農地中間管理機構による賃借権設定の筆数の合計でございます。

また、農地中間管理機構及び旧農地利用集積円滑化団体、すなわちJAが定める賃借料の算定方法というのは、米1俵、60キログラム相当額を基本としており、標準額の14,000円を基準としまして、ほ場の面積や耕作条件等により段階的に設定される仕組みになっております。

最後に、今回の集計に当たっては、例えば無償の使用貸借契約や著しく低額な賃料による場合、又は反対に、田で施設野菜を栽培する場合などの著しく高額な賃料によるデータは除いております。

2 次回予定

開催日は3月22日（金）、午後1時30分から第8会議室で運営委員会、午後2時30分から第10会議室で定例会、午後3時30分から同じく第10会議室で研修会を開催することとしております。

研修会につきましては、「地域計画について」、事務局職員が行う予定をしております。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、次のとおり質問があった。

○杉浦 和彦委員

前回の定例会で、地域の中に企業が入ってきて農地が無くなるという話題の中で、地域の環境が変わることや補償について各町内会で色々な取決めをしていると町内会長に話したところ、市の規約やたたき台のようなものがないかという話になりました。なければ農業委員会で作るのはどうかと、農業委員会でやることではないなら町内で作っていかねばいけないのですが、どうでしょうか。

○林 会長

●●町では、土地利用協議会というのを開いていまして、5,000㎡以上の農地を転用するときには、毎回、三代前の町内会長、農業委員、農業推進委員、土木委員、各地域の総代、環境委員、色々な人と、転用をかける人と話し合いの場を設けて、意見交換をするようにしている。会を通さないと町内会長も判子を押さないとしている。こちらからの意見だけでなく、地域のために何をやってく

れるのか聞く。

○石川 和明推進委員

安城市内で町内会単位で土地利用協議会が設置されているところがどれくらいあるのか。意外と少ないのかな。それを整理した方が良い。

○林 会長

それは確かにそうですね。土地利用協議会は一人に対する負担を減らすために作った。判子を押したことで後になってから揉めても困る。町内会長でも農業を全然知らない会長も多い。何人かで話し合いをしないと難しい問題が出てくる。

○杉浦 和彦委員

話し合いはするとして、規約のようなものは市としてはあるのか、なければ作った方が良いのか。

○畔柳 真推進委員

そもそもオール安城というものはありません。皆さんの町内に当てはまるのかわからないですが、当てはまるのであればしっかりしたものは●●町で持っています。利用者側が来るときに協定書を作る。例えば公害、ゴミ問題、通学路問題、様々な項目が記載されている要綱があります。それをオール安城でやるのはどこに承認を取って、どう進めていくかはわからない。直接僕に言っていたければお渡しすることはできる。開発業者側にとってはハードルが高いものに作りあがっています。ただし、開発を抑制するものとしては使えない。あくまで農業者側、農業委員、中立の方々がメンバーになっている。もしよろしければ●●町のものに一度目を通してもらって、町内に投げかける使い方をするのであれば刷ってお渡しするのは可能です。作っていただいた方に一応確認は取っておきますけど。

○杉浦 和彦委員

ありがとうございます。そういうものがあるのは●●町の話であって、安城市の話ではないよと。安城市として作った方が良い気がしますけど、農業委員会として作るべきではないですか。

○石川 和明推進委員

全体ではこの委員会で承認がされる。それぞれ集落が事情を持っている。地

元の事情を反映させるためにそれぞれの集落の土地利用協議会が設置されていると思います。安城市一律ではない。集落によって事情が違うから各地域の土地利用協議会を増やした方が良い。

○杉浦 和彦委員

ベースのたたき台が欲しいと町内会に言われている。

○石川 和明推進委員

他の地域を参考にしながらうちもやっていくべきだよねという方向になれば良い。

○杉浦 和彦委員

農業委員会としてやっていただけますか。

○石川 和明推進委員

主体は町内会が立ち上げる。

○杉浦 和彦委員

たたき台がないところからスタートしてもできないので、もしいただけるなら●●にアレンジして作りたい。

○畔柳 真推進委員

農業委員になってすぐに開発の波が来てこれではいけないと作り始めた。なぜ以前からなかったのか皆さんに危機感がない証拠。一番有効的に使っていただく方法としては、自分たちの任期が終わった後、後任の方たちがその冊子さえあれば、手順通り進めていけば、後ろ指を指されないで済むようなものを作りました。たまたま自分は農業委員で農業者の意見が出てしまうが、それではいけないから町内会長を含め中立な関係機関が名を連ねている。農業者が土地を取られて怒っているということではだめですよ。たたき台として使っていただくものであれば、スケジュール管理がしやすくなりますよとかそういった観点で使っていただくと幸いです。あくまで土地の利権の話で僕らが関与できることではないので、自分たちの損得勘定を考えている方にはお渡ししたくない。

○杉浦 和彦委員

農地が取られるのは止められない、開発と共存をしていく考えに変えていかなければならない。そこで、たたき台があると企業と農業の関係が良いものにな

ればと思って質問させていただきました。

○犬塚 伊佐夫委員

農業委員会としては、あくまで公的な立場の中での判断になる。今は言われたように各地域で対応が違う。そういうものを作って相手と交渉する。地主さんの交渉の仕方、地元の町内会の交渉の仕方は全く違うので、売りたい人、開発させたくない人がいる。農業委員会は公的にどうとしか判断できないので、ここでやるのは難しいと思う。あくまで地元としてどうするのかと判断する中で、参考にさせていただくのが良いと思います。開発は止められません。止められない代わりに交渉していくことが必要だと思います。

○稲垣 英男推進委員

ぜひその資料をいただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○林 会長

資料を参考に各地域で話し合いをして、自分たちの地域に合ったものに加工してもらって、考え方を一律というよりも地域のためになるようにしてもらえばと思います。土地利用審議会を作って審議ができるようになれば農業者のためになるし、一人の負担を減らすことができる。

○杉浦 和彦委員

ありがとうございました。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後３時２０分、議長は閉会を宣する。